

岩手県告示第244号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条に規定する規制地域及び法第4条に規定する規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行し、悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準（平成20年岩手県告示第113号）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定悪臭物質の濃度による規制地域

矢巾町の区域のうち次に掲げる地域

- (1) 第1種区域（別図に示す地域のうち(2)に掲げる区域以外の区域）
- (2) 第2種区域（別図に示す地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成22年5月28日現在において同法の規定により定められている区域）

備考 別図は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。

2 特定悪臭物質の濃度による規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に規定する敷地の境界線の地表における規制基準

規制地域の区分 特定悪臭物質の種類	第1種区域 (単位 ppm)	第2種区域 (単位 ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

- (2) 法第4条第1項第2号に規定する気体排出施設の排出口における規制基準

(1)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した

流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号に規定する事業場の敷地外における排出水の規制基準

(1)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度とする。